

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 排水路整備工事（5-3）
- (3) 場 所 越谷市越ヶ谷二丁目地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年7月5日から令和5年8月31日まで
(5) 契 約 金 額 4,237,200 円(税込み)
(6) 受 注 者 高元建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市御殿町2-1-1
- (8) 概 要 排水構造物撤去工 L=19.3m
- (9) 理 由 本工事は、土地所有者の発注工事である旧越谷ビル及びクローバービル解体工事にて、排水構造物の一部が民地に越境していることが判明し、越境部分を撤去する工事です。解体工事と同一施工区域のため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期短縮・円滑な施工・安全性を確保できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記解体工事の受注者である高元建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 川柳小学校エアコン移設工事 |
| (3) 場所 | 越谷市川柳町一丁目471番地の1 |
| (4) 履行期間 | 令和5年7月10日から令和5年12月28日まで |
| (5) 契約金額 | 3,405,600円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社ナカノヤ |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11 |
| (8) 概要 | 別途発注工事である川柳小学校普通教室改修工事に伴い、間仕切り壁位置が変更になるため、エアコンを移設する。 |
| (9) 理由 | 本工事は、別途工事である川柳小学校普通教室改修工事に伴い、既存エアコンを移設するものです。既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社が行っていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、PFIこしがや学習環境整備株式会社の構成企業である株式会社ナカノヤと特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 建築一式工事 |
| (2) 件名 | 第二学校給食センター洗浄室天井修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市大字大杉470番地 |
| (4) 履行期限 | 令和5年7月13日から令和5年9月30日まで |
| (5) 契約金額 | 2,299,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社水谷工務店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町7-181-1 |
| (8) 概要 | 洗浄室の天井板の突合せ部分を気密防水テープにより補強する。 |
| (9) 理由 | <p>特命随意契約理由</p> <p>本工事は、第二学校給食センターの洗浄室の天井を修繕するものです。施工期間が夏休み期間に限られることから、同時期にごく近接した場所で施行される「第二学校給食センター柱改修工事」と仮設の範囲や工程について連絡・調整が不可欠となります。また、搬入経路や作業場所が一部重なることから、安全管理上の配慮が必要となります。</p> <p>同一業者に発注し管理することにより、円滑な施行・安全性及び品質を確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記工事の受注者である株式会社水谷工務店と特命随意契約を締結するものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築一式工事
(2) 件 名 明正小学校第2仮設校舎教室改修工事
- (3) 場 所 越谷市川柳町一丁目401番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年7月19日から令和5年9月29日まで
(5) 契 約 金 額 24,750,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 立川ハウス工業株式会社
埼玉営業所
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-2
松栄浦和ビル
- (8) 概 要 間仕切り壁の改修工事を行う。
- (9) 理 由 特命随意契約の理由
本工事は、現在リース契約している明正小学校第2仮設校舎における普通教室の間仕切り壁の改修を行うものです。
明正小学校第2仮設校舎はリース契約している仮設教室に係わる工事であり、工事後の施工に関する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、明正小学校第2仮設校舎の所有権を有している「立川ハウス株式会社埼玉営業所」と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事
(2) 件 名 北部市民会館4階ホールファンコイルユニット更新工事
(3) 場 所 越谷市大字恩間181番地1
(4) 履 行 期 間 令和5年7月24日から令和6年3月15日まで
(5) 契 約 金 額 4,180,000円(税込み)
(6) 受 注 者 飯山建鉄株式会社
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市平方1871-3
(8) 概 要 北部市民会館4階ホールのファンコイルユニット5台を、撤去新設する。

- (9) 理 由 随意契約理由：
本案件は、指名般競争入札にて再度入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。
なお、応札のあった業者及び市内業者から受注意欲があることを確認できた業者6者による見積合わせとするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定
(2) 件 名 令和6年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託
- (3) 場 所 越谷市千間台東一丁目6番15外595箇所
- (4) 履 行 期 間 令和5年7月5日から令和5年10月13日まで
(5) 契 約 金 額 7,768,310 円(税込み)
(6) 受 注 者 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1
- (8) 概 要 固定資産（土地）については、令和6年度の評価替えにおいても、前回の評価替え同様に令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認められる場合は、評価額に修正を加えることができる予定であります。（固定資産評価基準第1章第12節経過措置と同様の措置）。
本業務は、令和6年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地596地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。
- (9) 理 由 随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。
特命理由：令和6年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門
- (2) 件 名 越谷市公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務委託（第二期）
- (3) 場 所 越谷市内
- (4) 履 行 期 間 令和5年7月27日から令和6年3月15日まで
- (5) 契 約 金 額 21,890,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 パシフィックコンサルタンツ株式会社
埼玉事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-23-1
大同生命大宮ビル
- (8) 概 要 ストックマネジメント実施方針策定業務委託
管路施設 2,829ha
ポンプ場 汚水ポンプ場 12箇所
雨水ポンプ場 11箇所
- (9) 理 由 【特命随契理由】
本業務は、平成29年度に実施した「越谷市公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託」と密接な関係があり、その成果、資料及び下水道施設（管路施設、ポンプ場施設）情報の活用が必要であること、また既存計画との整合性を図る必要があるほか、経済的にも設計額で20,740千円のコスト縮減が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、過年度の委託業者であり本市の下水道施設に精通したパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）
(2) 件 名 市立病院手術室空調設備改修工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市東越谷十丁目32番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年7月31日から令和7年3月14日まで
(5) 契 約 金 額 3,971,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 東武建築企画株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市弥生町2-17
飯島ビル4階
- (8) 概 要 市立病院手術室の空調設備改修工事（建築・電気・機械）の監理業務を委託する。
- (9) 理 由 本業務は、「市立病院手術室空調設備改修工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
また、病院の通常業務に支障が生じないよう円滑に工事を進めるため、現場を熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「東武建築企画株式会社」を特命とするものです。